

# ヒアリ対策に関する農林水産省の取組について

平成 2 9 年 7 月

**農林水産省**

# 農林水産省（植物防疫所）におけるヒアリ対応について

農林水産省（植物防疫所）においては、輸入される植物の検疫における昆虫等についての知見を生かして、以下の取組を実施。

- 1 全国155カ所の港や空港において、農産物の病害虫の侵入防止のために実施している輸入植物検査時に、ヒアリについて目視で調査を行う。
- 2 植物防疫所にヒアリと疑われる昆虫が持ち込まれた場合に、ヒアリであるか否かの確認を行う。

## 1 輸入植物検疫での目視調査

植物防疫法上の輸入検査の際に、  
ヒアリについても目視で調査を実施  
注：ヒアリは植物防疫法の対象外



港における輸入植物検疫

## 2 持ち込まれた昆虫の確認

昆虫等に関する知見を生かし、  
ヒアリか否かを確認



病害虫の確認

ヒアリの疑い  
連絡

環  
境  
省

# 植物防疫所の配置と指定港

(平成29年4月1日現在)

- : 植物防疫所を配置している指定港(51カ所)
- ▲ : 植物防疫所を配置していない指定港(104カ所)

